

高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宮崎県が令和2年7月30日に行った新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第24条第9項に基づく休業等の要請（以下、「休業等要請」という。）に応じ、自らが運営する食事提供施設を宮崎県が指定する対象期間休業し、又は時間短縮営業をする事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において交付する高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金及び支援金（以下「協力金等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食事提供施設 施設内で不特定多数の者に対し飲食の提供を伴う営業を行う施設のことをいう。
- (2) 事業者 高千穂町内において、食事提供施設を運営する事業者をいう。ただし、持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）事業のみの食事提供施設を運営する事業者は除くものとする。
- (3) 対象期間 令和2年8月1日から8月16日までの16日間とする。ただし、特別な事情により8月1日から休業等を行うことが困難な場合には、8月3日から8月16日までの14日間についても対象期間とする。
- (4) 休業 対象期間中の全ての日において、法施行令第11条第1項第11号に定める遊興施設のうち、接待を伴う食事提供施設を運営する事業者（以下、「接待を伴う飲食店」という。）、接待を伴う飲食店以外の食事提供施設を運営する事業者（以下、「その他飲食店」という。）が食事提供施設の運営を行わないことをいう。
- (5) 時間短縮営業 対象期間中の全ての日において、その他飲食店が、午後8時から翌日5時まで食事提供施設の運営を行わない、かつ、午後7時以降に食事提供施設内で酒類の提供を行わないことをいう。
- (6) 協力金 対象期間に休業又は時間短縮営業を行う事業者に対し支給を行う協力費をいう。
- (7) 支援金 対象期間に休業又は時間短縮営業を行う事業者が、各関係団体が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止業種別ガイドライン又は県が作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを遵守し、感染防止策を講じる場合に支援する対策費をいう。

(協力金等の対象者)

第3条 協力金等の交付対象者は、前条第2号に定める事業者のうち、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 休業等要請に応じ、対象期間に休業又は時間短縮営業した者
- (2) 第5条に基づく協力金等の交付申請時点において当該食事提供施設における営業を廃止していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規

定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者

(4) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していない者

(5) 自らの事業活動について暴力団員による支配を受けていない者

(協力金等の額等)

第4条 協力金等の額は次表のとおりとする。

対象事業者	休業等要請内容	協力金等の額		
		協力金	支援金	合計
接待を伴う飲食店	休業	10万円	10万円	20万円
その他飲食店	休業	5万円	15万円	20万円
その他飲食店	時間短縮営業	5万円	5万円	10万円

2 協力金等は、食事提供施設ごとに支給する。

(協力金等の申請)

第5条 協力金等の支給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等申請書兼誓約書（様式第1号）及び高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等請求書（様式第2号）により、令和2年8月17日（火）から令和2年9月30日（水）までに、町長に申し出なければならない。

(協力金等の支給の決定)

第6条 町長は、前条に規定する高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等申請書兼誓約書の提出を受けた場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、協力金等交付の可否を決定し、高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等交付決定通知書（様式第3号）又は高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(協力金等の交付)

第7条 町長は、高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等請求書に指定する振込先口座への振込により協力金等を交付する。

(決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたとき、協力金等の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により協力金等の交付を受けたとき。

(2) その他この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、協力金等の交付を取消し、協力金等の返還を求めるときは、高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するとともに、高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等返還請求書（様式第6号）により返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 協力金等の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年7月31日から施行する。
- 2 この告示は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止
休業等要請協力金等申請書兼誓約書

高千穂町長 甲斐宗之 様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者名 印
電話番号

高千穂町休業等要請協力金等（以下、「協力金等」という。）の交付を受けたいので、下記のとおり申請（誓約）します。また、本申請書の記載内容は真正であり、かつ、協力金等の支給を受けるものとして、下記の事項のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

1 誓約事項

以下の誓約事項を確認のうえ、□にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/>	1 交付要綱に定める食事提供施設を運営する事業者です。
<input type="checkbox"/>	2 交付要綱第3条第1項第3号から第5号に定める「反社会的勢力に関する事項」のいずれにも該当しません。（暴力団員ではない、暴力団員を自らの業務に従事させ、自らの業務の補助者として使用していない、又は暴力団員による支配を受けていない者ではない。）
<input type="checkbox"/>	3 交付申請時点において食事提供施設における営業を廃止（停止）していません。
<input type="checkbox"/>	4 感染予防のため、県、組合等が作成したガイドラインを遵守します。

この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に違反したことにより、給付金の返還を命じられることとなっても、異議は申し立てません。

2 食事提供施設の分類

以下の該当する欄の□にチェックを入れてください。

(1) 接待を伴う飲食店 ⇒ 休業要請の対象

<input type="checkbox"/> キャバレー	<input type="checkbox"/> ナイトクラブ	<input type="checkbox"/> スナック
<input type="checkbox"/> バー	<input type="checkbox"/> パブ	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(2) 接待を伴わない飲食店（持ち帰りや宅配を除く。） ⇒ 時間短縮営業要請の対象

<input type="checkbox"/> 居酒屋	<input type="checkbox"/> レストラン	<input type="checkbox"/> カフェ、喫茶店
<input type="checkbox"/> 食堂	<input type="checkbox"/> イートインスペース (コンビニ、スーパー等)	<input type="checkbox"/> イートインスペース (ファストフード店等)
<input type="checkbox"/> ホテル、旅館、民宿	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

(裏面あり)

3 高千穂町内の食事提供施設（店舗等）について

食事提供施設（店舗等）の名称	住 所

※1つの事業者が複数の食事提供施設（店舗）を有する場合、まとめて申請できます。

4 期間中の営業状況（8月3日～16日）※該当に○をつけてください

	休業した
	時間短縮営業（夜8時まで、酒類提供夜7時まで）をした

5 本申請に関する連絡先

部 署		担当者氏名	
電話番号			

6 添付書類

(1) 高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等請求書（様式第2号）

(2) 上記、請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し（通帳のコピー等）

※ 通帳オモテ面とめくった2枚目を、銀行、支店（出張所名）、預金種別、口座番号、口座名義（カタカナ部分）がわかるようにコピーしてください。

※ 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を紙媒体で印刷して提出してください。

(3) 営業の実態が確認できる書類

○直近1期分の確定申告書の写し

○税務署提出の開業届の写し又は法人設立届け出書の写し（令和2年1月以降に開業した場合）

※令和2年7月30日時点で開業していない、交付申請時点で営業を廃止していない等、営業実態が確認できない場合は支給の対象となりません。

(4) 食品衛生法に基づく営業許可書の写し（ただし、店名、許可期限、店舗住所等の記載で営業実態が確認できる場合に限る。）

(5) 休業もしくは時間短縮営業したことが分かる書類

※対象期間に休業又は時間短縮営業（営業は午前5時から午後8時まで、かつ酒類の提供は午後7時まで）を行ったことが確認できる店舗等での告知、ポスター類の写真又はホームページの写し等

(6) 店舗の外観及び内観の写真（飲食スペースが確認できるもの）

(7) その他、町が必要と認める書類

(8) その他、県が必要と認める書類

※必要に応じて、後日追加で書類の提出をお願いする場合があります。

高千穂町長 甲斐宗之 様

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等請求書

標記協力金等について、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	円
-------	---

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名		分類	口座番号 (右詰めで記入してください)				(フリガナ) 口座名義
金融機関コード	1銀行 5農協 2金庫 6漁協 3信組 7信漁連	支店コード	本・支店 本・支所 出張所	<input type="checkbox"/> 普通					
			<input type="checkbox"/> 当座						
ゆうちょ銀行		通帳店名 (漢数字3桁で記入してください)			口座番号 (右詰めで記入してください)				(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択される方は、通帳見開き下部の「 <u>他金融機関からの振込の受取口座</u> 」を記入してください。									

- 事業所の開設者（申請書の提出者）と異なる法人や個人の口座には原則振り込めません。
やむを得ず異なる名義に振込が必要な場合は、委任状をあわせて提出してください。
- 押印する印鑑については、
 - 銀行印である必要はありませんが、シャチハタ等のスタンプ式の印鑑は不可です。
 - 請求書に押印する印鑑は、申請書兼請求書と同じ印鑑を使用してください。

様

高千穂町長 甲 斐 宗 之

高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等交付要綱に基づく高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等については、下記のとおり交付を決定しましたので、同要項第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定に付した条件

様

高千穂町長 甲 斐 宗 之

高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等交付要綱に基づく高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等については、下記の理由により不交付となりましたので、同要項第6条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

文 書 番 号
年 月 日

様

高千穂町長 甲 斐 宗 之

高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等交付決定取消通知書

年 月 日付 で交付決定をした高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等について交付決定を取り消したので、高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 給付金の交付を取り消した額
- 2 交付決定を取り消した理由等

文 書 番 号
年 月 日

様

高千穂町長 甲 斐 宗 之

高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等返還請求書

年 月 日付 で交付決定をした高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等について、高千穂町新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等要請協力金等要綱第8条第2項の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 交付決定の内容
- 2 交付年月日
- 3 既交付額
- 4 請求額（返還額）
- 5 返還を求める理由
- 6 返還期限
- 7 その他